

吹田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部改正骨子案に対する提出意見と市の考え方について

- 1 提出期間 令和5年（2023年）9月1日（金曜日）～令和5年（2023年）10月2日（月曜日）
- 2 提出意見数 9件（6通）
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	システムの申込みは1度に2回までとかにしないはどこにでも申込み可能になってしまうのでは？と思ってしまうます。	利用申込みの回数につきましては、システム導入後も現在の運用から変わるものではないです。また、申込み後7日以内に本申請に来ていただかなければ取消となります。 システム上で予約状況を確認していただき予約申込みもしていただけるため、施設予約の利便性は向上するものと考えております。
2	申し込みを制限しない場合、とりあえずできる限り申し込みをする団体が出てくる可能性ありませんか？そうすると今まで借りていた団体が利用できる可能性が減ることはないでしょうか？	
3	コミュニティセンターの貸室使用許可申請手続がウェブ予約システムに移行されることについて、利便性を重視し、利用者サービスの向上をはかるとあるが、申込みのみシステムを利用し、使用許可申請書の提出、使用料の納付に関しては施設窓口に出向く必要があるため、今までと大した変化はなく、利用者サービスの観点からは、あまり進歩が見られない。高齢者など、ウェブシステムに不慣れな者は利用しにくくなること。	来館できない場合でも、事前にシステムで申込みができることにより利便性の向上に繋がると考えております。パソコン操作に不慣れな方については、操作方法の説明や分かりやすいマニュアルを作成する等のサポートをさせていただき、また、施設窓口で専用端末も設置いたします。
4	貸室に付属して利用するもの（例えばピアノ等）の使用申込に関しては、今のところ取り決めがなく、システムを利用して申し込むのか、個別に申し込むのか不明であること。	附属設備の貸出は、システムは利用せずお申込みいただきます。申込み方法等につきましては、施設にお越しの際などに御説明させていただきます。
5	改正骨子案によると、施設利用の際に窓口での申請手続きに先立ち、システムによる予約申込みが必要とされ、その目的として利便性の向上があげられている。 現行では、電話や窓口での口頭による予約申し込みが可能だが、骨子案どおりそれをシステムによるものだけに限定されると、ウェブが使用できない状況にある利用者は、対応ができなくなる可能性がある。 また、予約システムが導入されても、後日窓口での申請手続きが必要なため、いずれ窓口足を運ばなければならないことに変わりはない。 それらを考えると、骨子案どおりに改正されても大きくは利便性は向上しないのではないかとと思われる。 よって、システムによる予約申し込みの導入はいいとして、従来どおりの電話等システム以外の方法による予約の申し込みの取り扱いを残したほうが、総合的に見て利便性の向上が図れるのではないかと考える。	複数の申込方法を選択できるようにした場合、システムによる申込みとその他の申込み方法による時間差での申込みの重複が起こるなどのトラブルが想定されるため、システムによる申込みのみで行います。
6	骨子案以外の意見【4件】	意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略いたします。なお、頂いたご意見については施設運営の参考とさせていただきます。